（退職共済年金に関する胎児出生の届出）

第十六条　退職共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法第三十八条第三項に規定する胎児が出生したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　その子の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　その子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　（略）

（加給年金額対象者の障害状態該当の届出）

第十六条の二　退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2　（略）

（退職共済年金の加給年金額対象者の不該当の届出）

第十七条　廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者が同条第四項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第九号のいずれかに該当する（以下この条において「加給年金額の非対象者に該当する」という。）に至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

（退職共済年金の加給年金額支給停止事由該当の届出）

第十八条　廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者（当該退職共済年金の全額につき支給を停止されているものを除く。）は、当該退職共済年金の加給年金額の対象者である配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。第四号において同じ。）を受けることができることとなったとき、又は配偶者が受けることができる廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　配偶者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

（退職共済年金に関する胎児出生の届出）

第十六条　退職共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法第三十八条第三項に規定する胎児が出生したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　その子の生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

（新設）

二　（略）

（加給年金額対象者の障害状態該当の届出）

第十六条の二　退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、生年月日及び基礎年金番号

二～五　（略）

2　（略）

（退職共済年金の加給年金額対象者の不該当の届出）

第十七条　廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者が同条第四項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第九号のいずれかに該当する（以下この条において「加給年金額の非対象者に該当する」という。）に至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～四　（略）

（退職共済年金の加給年金額支給停止事由該当の届出）

第十八条　廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者（当該退職共済年金の全額につき支給を停止されているものを除く。）は、当該退職共済年金の加給年金額の対象者である配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。第四号において同じ。）を受けることができることとなったとき、又は当該配偶者が受けることができる廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　（略）

三　当該配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号